

## 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を大きく下回った状況で推移しています。

平成27～28年産米は、「飼料用米」の作付増などにより、若干の価格回復が見られるものの、実態は「集落営農法人・組織の8割が赤字もしくは収支がぎりぎり均衡」（2017年日本農業新聞景況感調査）に示されているように、担い手層でさえ経営を維持する見通しが立たない価格水準となっています。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と、「直接支払交付金（10アール当たり15,000円）」により稲作農家の経営を下支えする役割を果たしました。しかし、平成26年産米から10アール当たり7,500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。しかも平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、大規模農家では数百万円も減収するなど、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。平成30年からの政府による生産調整の廃止も、米価の不安定要因になりかねません。

今こそ、欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立し、生産費を償う岩盤対策を行うことが必要です。

以上のことから、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るため、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年12月25日

伊 那 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣